

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	水素注入装置流量調整弁（FCV-3）の点検時、制御用電気・空気圧変換器減圧弁にエアリークが認められたため、当該減圧弁を交換	D	
2	1号機	原子炉格納容器冷却系圧力抑制プールスプレー弁（B）支持装置点検時、駆動部ハンガ用アイボルトに折損が認められたため、当該アイボルトを交換	C	
3	1号機	活性炭ホールドアップ装置モータコントロールセンタ受電用遮断器の開放操作時、遮断器の過電流保護装置の動作が認められたため、当該遮断器を点検・修理	D	
4	1号機	原子炉補機冷却水ポンプ（A）反カップリング側軸受部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	原子炉建屋換気系給気処理装置の冷却コイル（B系）水張り時、コイル本体ドレン及びビント弁にシートパス（3滴/秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	循環水ポンプ（B・C）グランド部において、リーク量の増加及び排水配管に詰まりが認められたため、当該グランドを点検・修理及び排水配管を清掃	D	
7	2号機	高圧注水系ポンプ駆動用タービン軸封装置復水器の真空タンク水位計において、汚れが認められたため、対応検討	D	
8	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（ACH3-11）圧縮機（A・B）の吐出圧力指示計において、指示不良（指針固着）が認められたため、当該指示計を交換	D	
9	4号機	原子炉建屋排気ファン出口排気サンプリング装置の積算流量計点検時、カウンタ不良が認められたため、当該積算計を交換	D	
10	4号機	所内用空気系コンプレッサー（B）運転中において、「潤滑油圧力低」によるトリップ事象が認められたため、当該コンプレッサーを点検・修理	D	
11	4号機	原子炉補機冷却水ポンプ切替時、冷却水供給先のドライウェル除湿冷却系のトリップ事象が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
12	5号機	照明分電盤（LP-5T5B）において、遮断器NO. 5（主復水器エリア）の電源回路不良が認められたため、当該電源回路を点検・修理	D	
13	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液供給ポンプ（C）吐出側ドレン配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
14	その他	海生物焼却設備汚泥返送ポンプ（B）において、汚水汲み上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
15	その他	可搬型エリアモニタの定期点検において、校正基準外れが認められたため、再調整及び対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで